

交	00	01	5年
(令和11年3月末まで保存)			
(令和11年3月31日まで有効)			

交 規 第 1 0 5 号
令 和 5 年 5 月 1 5 日

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令の施行に伴う交通規制関係事務等の運用について

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（令和5年内閣府・国土交通省令第1号。以下「改正命令」という。）等の施行に当たり、改正法等の趣旨、内容及び留意事項については、「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について（令和5年5月15日付け交企第54号）をもって通達されたところであるが、改正命令による改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「命令」という。）に係る交通規制関係事務等の運用上留意すべき事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

第1 改正命令の内容に係る留意事項について

1 自転車の記号を用いた規制標識に係る留意事項について（命令別表第一）

規制標識「特定小型原動機付自転車・自転車専用（325の2）」による「特定小型原動機付自転車・自転車用道路」規制及び規制標識「普通自転車等及び歩行者等専用（325の3）」による「特定小型原動機付自転車・自転車及び歩行者用道路」規制については、特定小型原動機付自転車（以下「特定原付」という。）及び自転車（これらの車両で道路交通法（昭和35年法律第105号）第17条第3項の規定により自転車道を通行してはならないものを除く。）以外の車両等の通行を禁止するものである。したがって、上記の交通規制を実施する上で、特定原付や自転車の通行を禁止することはそもそもできないことに留意すること。

また、規制標識「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め（309）」及び規制標識「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行（326の2—A・B）」については、道路標識の表示する意味を分かりやすいものにするという観点から、「特定原付」、「自転車を除く」等と記載した補助標識「車両の種類（503—A）」を附置することにより、交通規制の対象を限定することはしないこと。

その上で、例えば、特定原付又は自転車のうち、特定原付のみを通行止め規制の対象とする場合には、「特定原付」と記載した補助標識「車両の種類（503—A）」

を規制標識「車両通行止め（302）」に附置することにより対応すること。

2 「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可」規制に係る留意事項について（命令別表第一、別表第五及び別表第六）

規制標識「普通自転車等及び歩行者等専用（325の3）」、規制標示「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可（114の2）」及び規制標示「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分（114の3）」による「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可」規制が実施されている歩道について、特例特定小型原動機付自転車（以下「特例特定原付」という。）の通行は可能としつつも、普通自転車の通行は禁止するというような交通規制は実施しないこと。

3 必要に応じた法定外表示等の設置について

特定原付のうち特例特定原付のみが「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可」の交通規制が実施されている歩道を通行できること又は特定原付若しくは特例特定原付の通行を禁止する交通規制を実施することの注意喚起に特に万全を期する必要がある場合は、「法定外表示等の設置指針について（令和5年3月31日付け交規第890号）において指示する法定外表示等を必要に応じて設置すること等により対処すること。

法定外表示等の設置については、原則として、規制標識「普通自転車等及び歩行者等専用（325の3）」に附置するものについては、警察において行うこととし、その他のものについては、施行と同時に設置する場合には、警察において行うこととし、施行日より後に設置する場合には、道路管理者と協議の上、適切な主体において行うこととされたい。

なお、本項については、警察庁が国土交通省道路局と協議済みである。

第2 改正命令の施行に係る留意事項について

1 青森県公安委員会の意思決定に係る所要の措置について

改正命令附則第2項及び第3項の規定により、今般の改正においてその交通規制の対象・内容に変更が生じた道路標識等については、改正命令による改正前の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に基づき設置されているものが、命令の相当規定に基づき設置されているものとみなされることとなった。したがって、現に設置されている道路標識等による交通規制であって、改正命令施行後のその内容が、命令の相当規定による道路標識等の意味によるものとする場合には、青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の意思決定の変更を行う必要はない。

2 道路標識等の交換等の措置について

前記1のとおり、現に設置されている道路標識等による交通規制であって、改正命令施行後のその内容が、命令の相当規定による道路標識等の意味によるものとする場合には、公安委員会の意思決定の変更を行う必要はなく、現に設置されている道路標識等の交換等の措置を行う必要もない。

しかし、例えば、現に設置されている規制標識「普通自転車等及び歩行者等専用（325の3）」による「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可」規制を実施している道路について特例特定原付の通行を禁止するなど、特定原付又は特例特定原付を本標識が表示する交通規制の対象に加えたり除いたりする場合には、公安委員会の意思決定の変更に加えて、所要の補助標識又は道路標示の設置等の措置が必要であることに留意すること。

3 その他の留意事項について

改正法の成立に際し、令和4年4月15日の衆議院内閣委員会及び同年4月12日の参議院内閣委員会において、それぞれ附帯決議（別添参照）が付されていることから、これらの決議の趣旨を十分に尊重し、自転車通行空間の更なる整備に努めるとともに、特定原付等に係る駐車環境の整備に向けた取組を推進すること。

担当 交通規制課規制第一係

別添

令和4年4月15日
衆議院内閣委員会

○ 道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一～四 (略)

五 電動キックボード等及び自転車の安全な走行環境を確保するため、自転車道の整備等に努めること。また、今後電動キックボード等の普及が見込まれることに鑑み、駐車環境の整備等に努めること。

六～十五 (略)

令和4年4月12日
参議院内閣委員会

○ 道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一～七 (略)

八 自動二輪車等の駐車場台数が他の自動車に比べて少ない水準にあり、電動キックボードの普及等に伴い、今後更に不足することが見込まれる状況にあることに鑑み、関係省庁等が連携協力しながら、駐車環境の整備に向けた取組を推進すること。

九 (略)

十 歩行者、自転車、自動車等既存の交通主体に加え、特定自動運行の自動車、特定小型原動機付自転車、遠隔操作型小型車等が同じ交通空間を通行する新たな状況が生じることから、各交通主体の安全を確保するため、交通事故情報等を集積・分析して危険性を軽減する措置を適切に講ずるとともに、効果的かつ厳正な指導取締りを行うこと。また、関係省庁が連携し、車道と分離された自転車道、自転車専用通行帯及び歩道等の交通空間を計画的に整備すること。

十一 (略)

○内閣府令第一号

国土交通省令第一号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第二項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年三月十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄
国土交通大臣 斉藤 鉄夫

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（設置者の区分）</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2 道路標識のうち、次に掲げるものは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という）が設置するものとする。</p> <p>一 規制標識のうち、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両等通行止め」、「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」、「大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止」、「車両横断禁止」、「転回禁止」、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」、「追越し禁止」、「駐車禁止」、「駐車余地」、「時間制限駐車区間」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速度」、「車両通行区分」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自動車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、「進行方向別通行区分」、「一般原動機付自転車の右折方法（小回り）」、「環状の交差点における右回り通行」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」、「警笛区間」、「前方優先道路」、「一時停止」、「歩行者等通行止め」及び「歩行者等横断禁止」を表示するもの並びに道路法の道路以外の道路に設置する「重量制限」及び「高さ制限」を表示するもの</p> <p>二 [略]</p> <p>三 [略]</p> <p>別表第一（第二条関係） 案内標識 [略]</p>	<p>（設置者の区分）</p> <p>第四条 [同上]</p> <p>2 道路標識のうち、次に掲げるものは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という）が設置するものとする。</p> <p>一 規制標識のうち、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両等通行止め」、「自転車通行止め」、「大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止」、「車両横断禁止」、「転回禁止」、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」、「追越し禁止」、「駐車禁止」、「駐車余地」、「時間制限駐車区間」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速度」、「車両通行区分」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自動車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、「進行方向別通行区分」、「原動機付自転車の右折方法（二段階）」、「原動機付自転車の右折方法（小回り）」、「環状の交差点における右回り通行」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」、「警笛区間」、「前方優先道路」、「一時停止」、「歩行者等通行止め」及び「歩行者等横断禁止」を表示するもの並びに道路法の道路以外の道路に設置する「重量制限」及び「高さ制限」を表示するもの</p> <p>二 [同上]</p> <p>三 [同上]</p> <p>別表第一（第二条関係） 案内標識 [同上]</p>

〔略〕	特定小型原動機付自転車・ 機付自転車・ 自転車一方通行	(326の2-A・B)	道路法第四十六条第一項の規定に基づき、標示板の矢印が示す方向の反対方向にする特定小型原動機付自転車及び自転車の通行を禁止すること。	一定の方向にする特定小型原動機付自転車及び自転車の通行を禁止する歩道、自転車道又は自転車歩行者道の区間内における路端	一定の方向にする特定小型原動機付自転車及び自転車の通行を禁止する歩道又は自転車道の区間の入口及び歩道又は自転車道の区間内における路端	普通自転車等 及び歩行者等 専用	(325の3)	道路法第四十八条の十四第二項に規定する自転車歩行者専用道路であること。	道路法第八十一条の道路標識により、特定小型原動機付自転車及び自転車以外の車両の通行を禁止すること。	特定小型原動機付自転車及び自転車以外の車両の通行を禁止する道路の区間若しくは場所の前面又は道路の区間若しくは場所内の必要な地点	自転車歩行者専用道路の入口その他必要な場所の路端
	交通法第八十一条の道路標識により、標示板の矢印が示す方向の反対方向にする特定小型原動機付自転車及び自転車の通行を禁止すること。										

〔同上〕	自転車一方通行	(326の2-A・B)	道路法第四十六条第一項の規定に基づき、標示板の矢印が示す方向の反対方向にする自転車の通行を禁止すること。	一定の方向にする自転車の通行を禁止する歩道、自転車道又は自転車歩行者道の区間内における路端	一定の方向にする自転車の通行を禁止する歩道又は自転車道の区間の入口及び歩道又は自転車道の区間内における路端	自転車及び歩行者等専用	(325の3)	道路法第四十八条の十四第二項に規定する自転車歩行者専用道路であること。	交通法第八十一条の道路標識により、普通自転車以外の車両の通行を禁止すること。	普通自転車以外の車両の通行を禁止する道路の区間若しくは場所の前面又は道路の区間若しくは場所内の必要な地点	自転車歩行者専用道路の入口その他必要な場所の路端
	交通法第八十一条の道路標識により、標示板の矢印が示す方向の反対方向にする自転車の通行を禁止すること。										

<p>進行方向別通行区分</p>	<p>〔略〕</p>	<p>普通自転車専用通行帯</p>	<p>専用通行帯</p>
<p>(327の7-A~D)</p>		<p>(327の4の2)</p>	<p>(327の4)</p>
<p>交通法第三十五条第一項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、車両(特定小型原動機付自転車、軽車両及び右折につき一般原動機付自転車)が交通法第三十四条第五項本文の規定によることとされる交差点において左折又は右折をする一般原動機付自転車を除く。以下この項において同じ。)が交差点で進行する方向に関する通行の区分を指定すること。</p>		<p>交通法第二十条第二項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、普通自転車(以下この項において「普通自転車専用通行帯」という。)を指定し、かつ、特定小型原動機付自転車及び軽車両以外の車両が通行しなければならぬ車両通行帯として普通自転車専用通行帯以外の車両通行帯を指定すること。</p>	<p>交通法第二十条第二項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、特定の車両が通行しなければならぬ車両通行帯(以下この項において「専用通行帯」という。)を指定し、かつ、他の車両(当該特定の車両が普通自転車である場合にあつては特定小型原動機付自転車及び軽車両を除き、当該特定の車両が普通自転車以外の車両である場合にあつては小型特殊自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)が通行しなければならぬ車両通行帯として専用通行帯以外の車両通行帯を指定すること。</p>
<p>車両が交差点で進行する方向に関する通行の区分を指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点</p>	<p>普通自転車専用通行帯の前面及び普通自転車専用通行帯内の必要な地点における左側の路端</p>	<p>専用通行帯の前面及び専用通行帯内の必要な地点</p>	

<p>進行方向別通行区分</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>普通自転車専用通行帯</p>	<p>専用通行帯</p>
<p>(327の7-A~D)</p>		<p>(327の4の2)</p>	<p>(327の4)</p>
<p>交通法第三十五条第一項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、車両(軽車両及び右折につき原動機付自転車)が交通法第三十四条第五項本文の規定によることとされる交差点において左折又は右折をする原動機付自転車を除く。以下この項において同じ。)が交差点で進行する方向に関する通行の区分を指定すること。</p>		<p>交通法第二十条第二項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、普通自転車(以下この項において「普通自転車専用通行帯」という。)を指定し、かつ、軽車両以外の車両が通行しなければならぬ車両通行帯として普通自転車専用通行帯以外の車両通行帯を指定すること。</p>	<p>交通法第二十条第二項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、特定の車両が通行しなければならぬ車両通行帯(以下この項において「専用通行帯」という。)を指定し、かつ、他の車両(当該特定の車両が普通自転車である場合にあつては軽車両を除き、当該特定の車両が普通自転車以外の車両である場合にあつては小型特殊自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)が通行しなければならぬ車両通行帯として専用通行帯以外の車両通行帯を指定すること。</p>
<p>車両が交差点で進行する方向に関する通行の区分を指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点</p>	<p>普通自転車専用通行帯の前面及び普通自転車専用通行帯内の必要な地点における左側の路端</p>	<p>専用通行帯の前面及び専用通行帯内の必要な地点</p>	

指示標識 〔略〕	一般原動機付 自転車の右折 方法(小回り)	一般原動機付 自転車の右折 方法(二段階)	(327の9)	(327の8)	交通法第三十四条第五項ただし書の道路標識により、交通整理の行われている交差点における一般原動機付自転車の右折につきあらかじめ道路の中央又は右側端に寄るべきことを指定すること。	交通法第三十四条第五項本文の道路標識により、交通整理の行われている交差点における一般原動機付自転車の右折につきあらかじめ道路の中央又は右側端に寄るべきことを指定すること。	交通整理の行われている交差点における一般原動機付自転車の右折につきあらかじめ道路の中央又は右側端に寄るべきことを指定する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における左側の路端	交通整理の行われている交差点における一般原動機付自転車の右折につき交差点の側端に沿って通行すべきことを指定する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における左側の路端
-------------	-----------------------------	-----------------------------	---------	---------	---	---	---	--

補助標識 〔略〕	〔一・二 略〕
-------------	---------

備考
 三 〔一・二 略〕
 〔一・二 略〕
 三 〔車両の種類(503)A) 〕を表示する補助標識の意味については、当該補助標識のうち、普通自転車が本標識が表示する交通の規制の対象となる車両であることを示しているものについては特定小型原動機付自転車も当該本標識が表示する交通の規制の対象となる車両であることを示すものとし、普通自転車が本標識が表示する交通の規制の対象となる車両でないことを示しているものについては特定小型原動機付自転車も当該本標識が表示する交通の規制の対象となる車両でないことを示すものとする。ただし、特定小型原動機付自転車が本標識が表示する交通の規制の対象となるかどうかを別に示しているものについては、この限りでない。

指示標識 〔同上〕	原動機付自転 車の右折方法 (二段階)	原動機付自転 車の右折方法 (二段階)	(327の9)	(327の8)	交通法第三十四条第五項ただし書の道路標識により、交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折につきあらかじめ道路の中央又は右側端に寄るべきことを指定すること。	交通法第三十四条第五項本文の道路標識により、交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折につき交差点の側端に沿って通行すべきことを指定すること。	交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折につきあらかじめ道路の中央又は右側端に寄るべきことを指定する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における左側の路端	交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折につき交差点の側端に沿って通行すべきことを指定する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における左側の路端
--------------	---------------------------	---------------------------	---------	---------	---	--	---	--

補助標識 〔同上〕	〔一・二 同上〕 〔加える。〕
--------------	--------------------

備考
 〔一・二 同上〕
 〔加える。〕

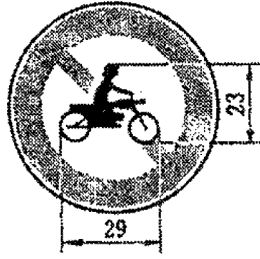
別表第二(第三条関係)
案内標識

[略]
警戒標識

[略]
規制標識

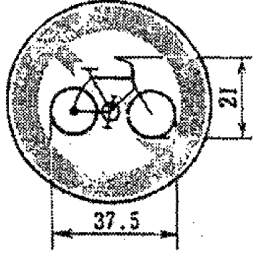
[略]

二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め
(307)



[略]

特定小型原動機付自転車・自転車通行止め
(309)



[略]

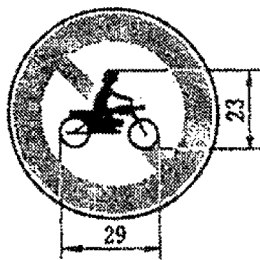
別表第二(第三条関係)
案内標識

[同上]
警戒標識

[同上]
規制標識

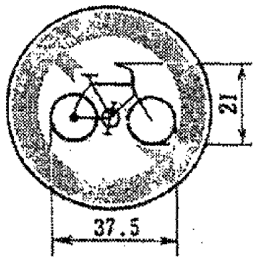
[同上]

二輪の自動車・原動機付自転車通行止め
(307)

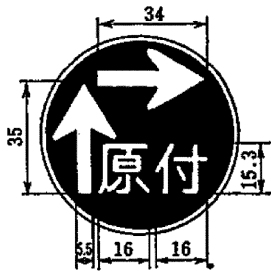
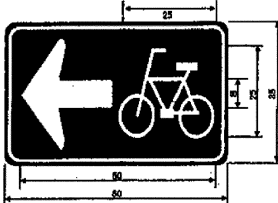
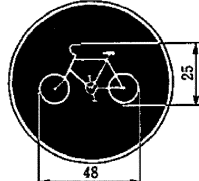
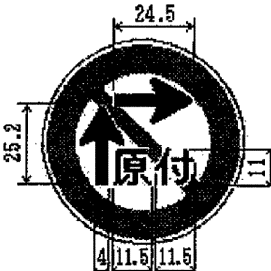
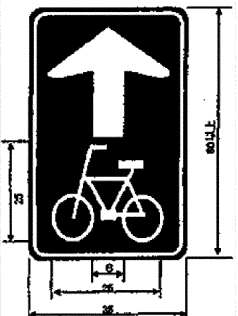
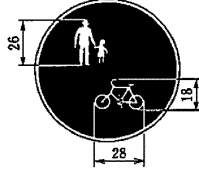


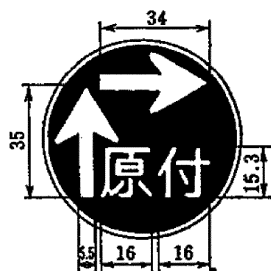
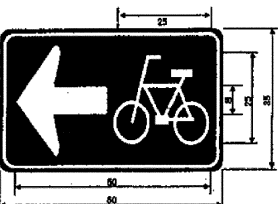
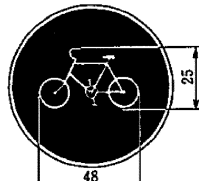
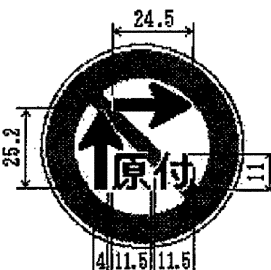
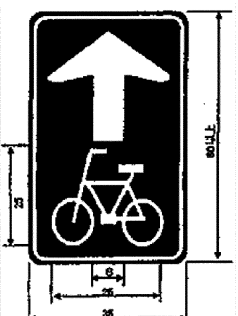
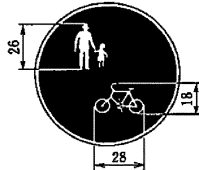
[同上]

自転車通行止め
(309)



[同上]

<p>[略]</p>		<p>[略]</p> <p>一 般 原 動 機 付 自 転 車 の 右 折 方 法 (二 段 階)</p> <p>(327の8)</p>	<p>[略]</p> 	<p>特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車 ・ 自 転 車 一 方 通 行</p> <p>(326の2-A)</p>	<p>[略]</p> 	<p>特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車 ・ 自 転 車 専 用</p> <p>(325の2)</p>
<p>[略]</p>		<p>一 般 原 動 機 付 自 転 車 の 右 折 方 法 (小 回 り)</p> <p>(327の9)</p>	<p>[略]</p> 	<p>特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車 ・ 自 転 車 一 方 通 行</p> <p>(326の2-B)</p>		<p>普 通 自 転 車 等 及 び 歩 行 者 等 専 用</p> <p>(325の3)</p>

<p>[同上]</p>		<p>原 動 機 付 自 転 車 の 右 折 方 法 (二 段 階)</p> <p>(327の8)</p>	<p>[同上]</p> 	<p>自 転 車 一 方 通 行</p> <p>(326の2-A)</p>	<p>[同上]</p> 	<p>自 転 車 専 用</p> <p>(325の2)</p>
<p>[同上]</p>		<p>原 動 機 付 自 転 車 の 右 折 方 法 (小 回 り)</p> <p>(327の9)</p>	<p>[同上]</p> 	<p>自 転 車 一 方 通 行</p> <p>(326の2-B)</p>		<p>自 転 車 及 び 歩 行 者 等 専 用</p> <p>(325の3)</p>

指示標識

〔略〕

補助標識

〔略〕

備考

一 本標識板（本標識の標示板をいう。）

〔一〕 表示

〔1〕～〔32〕 略

33 「車両（組合せ）通行止め」を表示する規制標識の標示板の記号は、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両通行止め」及び「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」を表示する規制標識に係る図示の記号を用いるものとし、その記号は当該規制標識が表示する通行の禁止に係る種類の車両を表示するものとする。

〔34〕～〔36〕 略

37 「普通自転車等及び歩行者等専用」、「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行

〔一-A〕

(2) 「平行駐車」、「直角駐車」及び「斜め駐車」を表示する規制標識並びに「横断歩道」、「自転車横断帯」及び「横断歩道・自転車横断帯」を表示する指示標識の標示板については、特に必要がある場合には、当該標示板の記号の鏡像である記号を用いることができる。

〔38〕～〔42〕 略

〔二〕 色彩

〔1〕～〔2〕 略

3 規制標識

(1) 「通行止め」、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両通行止め」、「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「大型自動車及び普通自動車二輪車二人乗り通行禁止」、「車両横断禁止」、「転回禁止」、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」、「追越し禁止」、「危険物積載車両通行止め」、「重量制限」、「高さ制限」、「最大幅」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速度」、「一般原動機付自転車の右折方法（小回り）」、「歩行者等通行止め」及び「歩行者等横断禁止」を表示するものについては、文字及び記号を青色、斜めの帯及び枠を赤色、縁及び地を白色とする。ただし、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」及び「最低速度」を表示するものについては、これを灯火により表示する場合には、文字及び記号を白色又は黄色、地を黒色とすることができる。

〔略〕

指示標識

〔同上〕

補助標識

〔同上〕

備考

一 本標識板（本標識の標示板をいう。）

〔一〕 表示

〔1〕～〔32〕 同上

33 「車両（組合せ）通行止め」を表示する規制標識の標示板の記号は、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両通行止め」及び「自転車通行止め」を表示する規制標識に係る図示の記号を用いるものとし、その記号は当該規制標識が表示する通行の禁止に係る種類の車両を表示するものとする。

〔34〕～〔36〕 同上

37 「自転車及び歩行者等専用」、「自転車一方通行

〔一-A〕

(2) 「斜め駐車」を表示する規制標識並びに「横断歩道」、「自転車横断帯」及び「横断歩道・自転車横断帯」を表示する指示標識の標示板については、特に必要がある場合には、当該標示板の記号の鏡像である記号を用いることができる。

〔38〕～〔42〕 同上

〔二〕 色彩

〔1〕～〔2〕 同上

3 規制標識

(1) 「通行止め」、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両通行止め」、「自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「大型自動車及び普通自動車二輪車二人乗り通行禁止」、「車両横断禁止」、「転回禁止」、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」、「追越し禁止」、「危険物積載車両通行止め」、「重量制限」、「高さ制限」、「最大幅」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速度」、「原動機付自転車の右折方法（小回り）」、「歩行者等通行止め」及び「歩行者等横断禁止」を表示するものについては、文字及び記号を青色、斜めの帯及び枠を赤色、縁及び地を白色とする。ただし、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」及び「最低速度」を表示するものについては、これを灯火により表示する場合には、文字及び記号を白色又は黄色、地を黒色とすることができる。

〔同上〕

車 両 の 種 類		略 称
〔略〕		
一般原動機付自転車		原付
特定小型原動機付自転車		特定原付
特例特定小型原動機付自転車		特例特定原付
二輪の自動車及び一般原動機付自転車		二輪
道路交通法施行規則第二十四条第一項に規定する小型二輪車及び一般原動機付自転車		小二輪
〔略〕		

(六) 車両の種類を記載するときは、次の表の上欄に掲げる車両について、それぞれ同表の下欄に掲げる略称を用いることができる。

- (四) 4 文字等の大きさ等
- (五) 〔略〕
- 8 緑、緑線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。
 - 〔1〕・〔2〕 略
 - (3) 規制標識
 - 緑は十五ミリメートルとし、緑線は二時停止及び「車両通行区分」を表示するものについては十五ミリメートル、「一方通行」及び「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行」を表示するものについては十二ミリメートルとする。
 - (4) 〔略〕

車 両 の 種 類		略 称
〔同上〕		
原動機付自転車		原付
二輪の自動車及び原動機付自転車		二輪
道路交通法施行規則第二十四条第一項に規定する小型二輪車及び原動機付自転車		小二輪
〔同上〕		

(六) 車両の種類を記載するときは、次の表の上欄に掲げる車両について、それぞれ同表の下欄に掲げる略称を用いることができる。

- (四) 4 文字等の大きさ等
- (五) 〔同上〕
- 8 緑、緑線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。
 - 〔1〕・〔2〕 同上
 - (3) 規制標識
 - 緑は十五ミリメートルとし、緑線は二時停止及び「車両通行区分」を表示するものについては十五ミリメートル、「一方通行」及び「自転車一方通行」を表示するものについては十二ミリメートルとする。
 - (4) 〔同上〕

(3) 「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」、「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「自動車専用」、「特定小型原動機付自転車・自転車専用」、「普通自転車等専用」、「歩行者専用」、「許可車両専用」、「許可車両（組合せ）専用」、「広域災害応急対策車両専用」、「特定種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、「進行方向別通行区分」、「一般原動機付自転車の右折方法（二段階）」、「環状の交差点における右回り通行」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」及び「警笛区間」を表示するものについては、文字、記号及び緑を白色、地を青色とする。

(4) 「一方通行」及び「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行」を表示するものについては、記号及び緑線を白色、緑及び地を青色とする。

(3) 「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」、「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「自動車専用」、「自転車専用」、「普通自転車及び歩行者専用」、「歩行者専用」、「許可車両専用」、「許可車両（組合せ）専用」、「広域災害応急対策車両専用」、「特定種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、「進行方向別通行区分」、「原動機付自転車の右折方法（二段階）」、「環状の交差点における右回り通行」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」及び「警笛区間」を表示するものについては、文字、記号及び緑を白色、地を青色とする。

(4) 「一方通行」及び「自転車一方通行」を表示するものについては、記号及び緑線を白色、緑及び地を青色とする。

種 類	番 号	表 示 する 意 味	設 置 場 所
〔略〕	(108の3)	<p>交通法第二十条第一項第三号の四、第七条の三第一項及び第四十七条第三項の道路標示により、路側帯における特例特定小型原動機付自転車及び軽車両の通行並びに車両の駐車及び停車を禁止すること。</p>	<p>路側帯における特例特定小型原動機付自転車及び軽車両の通行並びに車両の駐車及び停車を禁止する道路の区間</p>
〔略〕	(109の6)	<p>交通法第二十条第二項の道路標示により、車両通行帯の設けられた道路において、特定の車両が通行しなければならない車両通行帯（以下この項において「専用通行帯」という。）を指定し、かつ、他の車両（当該特定の車両が普通自転車である場合にあつては特定小型原動機付自転車及び軽車両を除き、当該特定の車両が普通自転車以外の車両である場合にあつては小型特殊自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。）が通行しなければならない車両通行帯として専用通行帯以外の車両通行帯を指定すること。</p>	<p>専用通行帯の前面及び専用通行帯内の必要な地点</p>

別表第五（第九条関係）
規制標示

〔三・四 略〕
〔二〕〔六〕 略
5 〔略〕

二 補助標識板（補助標識の標示板をいう。）
（一）表示
〔一〕〔三〕 略

4 「車両の種類」
(503) B) を表示する補助標識の標示板の記号は、二輪の自動車以外の自動車通行止め、大型貨物自動車等通行止め、二輪の大型乗用自動車等通行止め、二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め、自転車以外の軽車両通行止め及び「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」を表示する規制標識に係る図示の記号（当該記号の鏡像である記号を含む。）を用いるものとし、その記号は当該規制標識が表示する通行の禁止に係る種類の車両を表示するものとする。

種 類	番 号	表 示 する 意 味	設 置 場 所
〔同上〕	(108の3)	<p>交通法第二十条第一項第三号の四、第七条の二第一項及び第四十七条第三項の道路標示により、路側帯における軽車両の通行並びに車両の駐車及び停車を禁止すること。</p>	<p>路側帯における軽車両の通行並びに車両の駐車及び停車を禁止する道路の区間</p>
〔同上〕	(109の6)	<p>交通法第二十条第二項の道路標示により、車両通行帯の設けられた道路において、特定の車両が通行しなければならない車両通行帯（以下この項において「専用通行帯」という。）を指定し、かつ、他の車両（当該特定の車両が普通自転車である場合にあつては軽車両を除き、当該特定の車両が普通自転車以外の車両である場合にあつては小型特殊自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。）が通行しなければならない車両通行帯として専用通行帯以外の車両通行帯を指定すること。</p>	<p>専用通行帯の前面及び専用通行帯内の必要な地点</p>

別表第五（第九条関係）
規制標示

〔三・四 同上〕
〔二〕〔六〕 同上
5 〔同上〕

二 補助標識板（補助標識の標示板をいう。）
（一）表示
〔一〕〔三〕 同上

4 「車両の種類」
(503) B) を表示する補助標識の標示板の記号は、二輪の自動車以外の自動車通行止め、大型貨物自動車等通行止め、二輪の大型乗用自動車等通行止め、二輪の自動車・原動機付自転車通行止め、自転車以外の軽車両通行止め及び「自転車通行止め」を表示する規制標識に係る図示の記号（当該記号の鏡像である記号を含む。）を用いるものとし、その記号は当該規制標識が表示する通行の禁止に係る種類の車両を表示するものとする。

指示標示 [略]	[略]	<p>特例特定小型 原動機付自転 車・普通自転 車の歩道通行 部分</p>	(114の3)	<p>交通法第十七条の二第一項及び第六十 三条の四第一項第一号の道路標示によ り、特例特定小型原動機付自転車及び 普通自転車は歩道を通行することがで きることとし、かつ、交通法第十七条 の二第二項及び第六十三條の四第二項 の道路標示により、特例特定小型原動 機付自転車及び普通自転車は歩道を通 行する場合において、通行すべき歩道 の部分指定すること。</p>	[略]	<p>特例特定小型 原動機付自転 車・普通自転 車歩道通行可</p>	(114の2)	<p>交通法第十七条の二第二項及び第六十 三条の四第一項第一号の道路標示によ り、特例特定小型原動機付自転車及び 普通自転車は歩道を通行することがで きることとする。</p>	[略]	<p>右左折の方法</p>	(111)	<p>交通法第三十四条第一項、第二項又は 第四項の道路標示により、車両（特定 小型原動機付自転車、軽車両及び右折 につき一般原動機付自転車）が交通法第 三十四条第五項本文の規定によること とされる交差点において右折をする一 般原動機付自転車を除く。以下この項 において同じ。）が交差点において右折 又は左折するとき通行すべき部分を 指定すること。</p>	<p>進行方向別通 行区分</p>	(110)	<p>交通法第三十五条第一項の道路標示に より、車両通行帯の設けられた道路に おいて、車両（特定小型原動機付自転 車、軽車両及び右折につき一般原動機 付自転車）が交通法第三十四条第五項本 文の規定によることとされる交差点に おいて左折又は右折をする一般原動機 付自転車を除く。以下この項において 同じ。）が交差点で進行する方向に関す る通行の区分を指定すること。</p>
		<p>特例特定小型 原動機付自転 車及び普通自転 車が歩 道を通行することができ ることとし、かつ、通行 すべき部分として指定す る歩道の区間又は場所</p>	<p>特例特定小型原動機付自 転車及び普通自転車が歩 道を通行することができ ることとし、かつ、通行 すべき部分として指定す る歩道の区間又は場所</p>	<p>車両が交差点において右 折又は左折するとき通 行すべき部分を指定する 交差点又はその直近の必 要な地点</p>			<p>車両が交差点で進行する 方向に関する通行の区分 を指定する道路の区間の 前面及び道路の区間内の 必要な地点</p>								
指示標示 [同上]	[同上]	<p>普通自転車の 歩道通行部分</p>	(114の3)	<p>交通法第六十三條の四第一項第一号の 道路標示により、普通自転車が歩道を 通行することができることとし、かつ、 同条第二項の道路標示により、普通自 転車が歩道を通行する場合において、 通行すべき歩道部分の指定すること。</p>	[同上]	<p>普通自転車歩 道通行可</p>	(114の2)	<p>交通法第六十三條の四第一項第一号の 道路標示により、普通自転車が歩道を 通行することができることとするこ と。</p>	[同上]	<p>右左折の方法</p>	(111)	<p>交通法第三十四条第一項、第二項又は 第四項の道路標示により、車両（軽車 両及び右折につき原動機付自転車）が交 通法第三十四条第五項本文の規定によ ることとされる交差点において右折を する原動機付自転車を除く。以下この 項において同じ。）が交差点において右 折又は左折するとき通行すべき部分 を指定すること。</p>	<p>進行方向別通 行区分</p>	(110)	<p>交通法第三十五条第一項の道路標示に より、車両通行帯の設けられた道路に おいて、車両（軽車両及び右折につき 原動機付自転車）が交通法第三十四条第 五項本文の規定によることとされる交 差点において左折又は右折をする原動 機付自転車を除く。以下この項におい て同じ。）が交差点で進行する方向に関 する通行の区分を指定すること。</p>
		<p>普通自転車が歩道を通行 することができることと し、かつ、通行すべき部 分として指定する歩道の 区間又は場所</p>	<p>普通自転車が歩道を通行 することができることと する道路の区間内の必要 な地点</p>	<p>車両が交差点において右 折又は左折するとき通 行すべき部分を指定する 交差点又はその直近の必 要な地点</p>			<p>車両が交差点で進行する 方向に関する通行の区分 を指定する道路の区間の 前面及び道路の区間内の 必要な地点</p>								

備考
 「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可」及び「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分」を表示する規制標示のうち、「特例特定原付を除く」の文字が表示されているものという意味については、特例特定小型原動機付自転車が当該規制標示が表示する交通の規制の対象となる車両でないことを示すものとする。

別表第六（第十条関係）
 規制標示

[略]	特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可 (114の2)	記号	
	白	色彩	白
[略]	特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分 (114の3)	記号	
	白	色彩	白

指示標示

[略]

備考

一表示

- (一)・(二) 略
- (三) 「停止禁止部分」を表示する規制標示には、必要がある場合は、「消防車出入口」、「救急車出入口」等の文字を表示することができる。
- (四) 「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可」及び「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分」を表示する規制標示には、必要がある場合は、「特例特定原付を除く」の文字を表示することができる。
- (五) 「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分」を表示する規制標示及び「自転車横断帯」を表示する指示標示に係る図示の自転車の記号は、当該道路標示に係る道路の区間又は場所の状況に応じ必要と認める箇所に表示するものとする。
- (六) [略]
- (七) [略]

備考 表中「」の記載は注記である。

[加える。]

別表第六（第十条関係）
 規制標示

[同上]	普通自転車歩道通行可 (114の2)	記号	
	白	色彩	白
[同上]	普通自転車の歩道通行部分 (114の3)	記号	
	白	色彩	白

指示標示

[同上]

備考

一表示

- (一)・(二) [同上]
- (三) 「停止禁止部分」を表示する規制標示には、必要がある場合は、「消防車出入口」、「救急車出入口」等の文字を表示することができる。
- [加える。]
- (四) 「普通自転車の歩道通行部分」を表示する規制標示及び「自転車横断帯」を表示する指示標示に係る図示の自転車の記号は、当該道路標示に係る道路の区間又は場所の状況に応じ必要と認める箇所に表示するものとする。
- (五) [同上]
- (六) [同上]
- (七) [同上]

[二〇五 同上]

附則

(施行期日)

1 この命令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年七月一日）から施行する。
 （道路標識に関する経過措置）
 2 この命令の施行の際現に改正前の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「旧令」という。）の規定により設置されている道路標識のうち、次の表の上欄に掲げる種類のものは、当分の間、それぞれ同表の下欄に掲げる改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「新令」という。）の相当規定による種類の道路標識とみなす。

旧令の道路標識の種類	新令の道路標識の種類
「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」を表示するもの(307)	「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め(307)」
「自転車通行止め」を表示するもの(309)	「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め(309)」
「自転車専用」を表示するもの(325の2)	「特定小型原動機付自転車・自転車専用(325の2)」
「自転車及び歩行者等専用」を表示するもの(325の3)	「普通自転車等及び歩行者等専用(325の3)」
「自転車一方通行」を表示するもの(326の2)(A・B)	「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行(326の2)(A・B)」
「専用通行帯」を表示するもの(327の4)	「専用通行帯(327の4)」
「普通自転車専用通行帯」を表示するもの(327の4の2)	「普通自転車専用通行帯(327の4の2)」
「進行方向別通行区分」を表示するもの(327の7)(A～D)	「進行方向別通行区分(327の7)(A～D)」

3 この命令の施行の際現に旧令の規定により設置されている道路標示のうち、次の表の上欄に掲げる種類のものは、当分の間、それぞれ同表の下欄に掲げる新令の相当規定による種類の道路標示とみなす。
 (道路標示に関する経過措置)

<p>「原動機付自転車の右折方法（二段階）」を表示するもの (327の8)</p>	<p>「一般原動機付自転車の右折方法（二段階）」 (327の8)</p>
<p>「原動機付自転車の右折方法（小回り）」を表示するもの (327の9)</p>	<p>「一般原動機付自転車の右折方法（小回り）」 (327の9)</p>
<p>旧令の道路標示の種類</p>	<p>新令の道路標示の種類</p>
<p>「歩行者用路側帯」を表示するもの(3) (108の3)</p>	<p>「歩行者用路側帯」 (108の3)</p>
<p>「専用通行帯」を表示するもの(6) (109の6)</p>	<p>「専用通行帯」 (109の6)</p>
<p>「進行方向別通行区分」を表示するもの(110)</p>	<p>「進行方向別通行区分」 (110)</p>
<p>「右左折の方法」を表示するもの(111)</p>	<p>「右左折の方法」 (111)</p>
<p>「普通自転車歩道通行可」を表示するもの(2) (114の2)</p>	<p>「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可」 (114の2)</p>
<p>「普通自転車の歩道通行部分」を表示するもの(3) (114の3)</p>	<p>「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分」 (114の3)</p>

4 (国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令の廃止)
 (国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令(令和二年国土交通省令第三号)は、廃止する。)